

求職活動状況申立書

入所中の施設名 (あれば)	
児 童 氏 名	
生 年 月 日	平成・令和 年 月 日

令和 年 月 日

川西市教育委員会 宛

保護者氏名 _____

私は、保育所等の入所（継続）にあたり、下記のとおり求職活動中であることを申し立てます。

ついては、下記の注意事項をよく読み、入所日（現在入所中の方は退職日）から起算して 90 日以内 に勤務証明書等、家庭での保育が困難であることの証明書を提出することを誓約します。

なお、入所（退職）日から起算して 90 日以内 に勤務証明書等、家庭での保育が困難であることの証明を提出しなかった場合は、保育所等の施設利用を解除されても異議はありません。

記

1 現在の状況（該当する項目にチェック(☑)を入れ、求職活動中の方は必要事項をご記入ください。）

☐ 求職活動中（求職活動：1 日 ____ 時間 週 ____ 回） 求職方法：ハローワーク・広告・知人）

【直近 1 カ月の状況】会社説明会 ____ 回 面接 ____ 回 ハローワーク ____ 回

その他 _____

☐ 児童が保育所等に入所しだい求職活動を行う予定

2 退職について(現在、保育所等に入所中の方のみ記入してください。)

退職年月日 令和 年 月 日

退職した事業所名 _____

(注意事項)

- ※ 求職のため入所を希望する方は、本申立書に必要事項を記入のうえ、入所申込書とあわせてご提出ください。
- ※ 保育時間は、短時間認定となります。
- ※ 現在、就労事由により保育所等に入所中で、退職により新たな就労先が決まっていない方は、退職した日からすみやかに本申立書を入所中の施設に提出してください。
- ※ 申立書の内容に偽りがあった場合や申立書の提出が無いまま退職した事実が発覚した場合は、保育の実施を解除することがありますので、ご注意ください。
- ※ 入所（退職）日から起算して90日以内に、保育の必要性が認められる就労の最低基準（月 64 時間（週 16 時間）以上の就労）を満たす就労証明書または家庭での保育が困難であることの証明書の提出が必要になります。
- ※ 就職が決まった際などの支給認定は、原則起算日（勤務開始日など）の翌月からの変更となります（勤務開始日が 4/10 の場合は、支給認定は 5/1 から変更）。また、起算日が 1 日の場合のみ当月からの変更が可能です、その場合は前月末日までに証明書の提出が必要です。提出が遅れた場合、変更希望月から適用できなくなります。